

愛知高校人権宣言

『私たちは、この学校の中で、明るく楽しい生活を送り、互いに違いを認め合っ
て一人ひとりの個性が尊重される権利を
持っています。それは互いに思いやりあ
る態度で接し、中傷されたり、笑われた
りすることなく、また仲間はずれにされ
たり、いじめられたりしないということ
です。

私たちは、人から差別されず平等に扱
われる権利を持っています。それは、男
か女かということや、身体の特徴や家庭
のこと、またどこに住んでいるかなどと
いうことで、不当な扱いを受けないとい
うことです。

私たちは、学校の中で安全に安心して
生活する権利を持っています。それは、
言葉によって傷つけられたり、叩かれ
たり蹴られたり、ましてや怪我をさせら
れるというようなことはないということ
です。

私たちは、学び成長する権利を持っ
ています。それは、誰からもじゃまされず、
共に楽しく学びあえるような教室の環
境を互いにつくっていくということです。

私たちは、この学校の中でこれらの4
つの権利を守るためにお互いに努力しま
す。』

生徒心得

学校は、良識育成の場であるとともに、人格陶冶のための協同社会でもある。生徒は、勉学に励むのはもちろん、心身を鍛え教師の指導とお互いの切磋琢磨によって、明朗で気品のある校風を樹立しなければならない。そのためには、日常特に次の事項に留意しよう。

1 礼儀について

- (1) 先生、来客、友人との朝夕のあいさつや会釈を積極的にしよう。
- (2) 先生に対してや生徒間での言葉づかいに気をつけ、高校生としてふさわしい礼儀を身につけよう。

2 服装について

本校の制服は以下に定めるところとする。制服の改造・変形はしてはいけない。校内はもちろん、登下校時にも必ず制服を着用すること。なお、体育時の服装は別に定められたものを用いる。

(1) 男子制服

- ① 男子の制服と定められているものは以下のものである。
スーツ上衣、スラックス、長袖ニットシャツ、ネクタイ、ベスト、セーター
- ② 夏期は上衣を脱ぎ、長袖ニットシャツまたは半袖ニットシャツ及びスラックスを着用する。

(2) 女子制服

- ① 女子の制服と定められているものは以下のものである。
スーツ上衣、スカート(スラックス)、長袖ニットシャツ、リボン、ベスト、セーター
- ② 夏期は上衣を脱ぎ、長袖ニットシャツまたは半袖ニットシャツ及びスカートを着用する。
- ③ また、女子のソックスについては単色無地とする。
※ルーズソックスは認めない。ワンポイントは可とする。
※スラックスの着用については、本校で販売しているもののみ許可する。
※スカート着用ときは、リボンタイを着用するものとする。
※スラックス着用ときは、ネクタイ、リボンタイのどちらかを着用するものとする。

(3) ベスト・セーターについて

- ① 冬服期間はスーツ上衣の下に、本校指定のベスト・セーターを着用してもよい。指定以外のものは不可。
- ② 移行期間はスーツ上衣を脱ぎ、ベスト・セーターの状態をかまわない。ただし、ベスト・セーター着用時にはネクタイ・リボンを着用すること。
- ③ 夏服期間もベスト・セーターを着用してもかまわない。ただし、ベスト・セーター着用時にはネクタイ・リボンを着用すること。

(4) 服装の期間、冬服及び夏服期間は以下のように定める。

冬服期間 4月1日～5月31日、10月1日～3月31日

夏服期間 6月1日～9月30日

※ただし、気候をみながらそれぞれに移行期間を設ける。

(5) その他

- ① 靴、通学かばん・ベルト等は華美にならないものを用いる。
- ② 履物については、上履き・下駄・スリッパ・サンダル及びこれと類似のものを通学に使用してはならない。
- ③ オーバーコート・レインコート・ジャンパーは白・黒・灰色・紺色のみとする。
- ④ 上履きは指定されたものを使用する。

3 校内生活について

(1) 授業について

- ① 授業開始のチャイムにより自席に着き、準備をして先生の入室を静かに待つようにする。
- ② 特別教室への移動は、始業チャイムまでに速やかに行う。
- ③ やむなく自習になっても、有効に活用するよう心がける。出歩いたり、他の授業の妨げになるようなことはしない。
- ④ 教科書等は必ず持ち帰り、予習復習をしっかりと行う。

(2) 所持品の管理について

- ① 所持品には必ず、組・氏名を明記する。
- ② 特に貴重品は身辺から離さないようにする。以下の要領で盗難にあわぬよう各自十分注意する。
ア 教室では個人用ロッカーを施錠して使用する。
イ 体育のときなどは、更衣室ロッカーを施錠して使用または、貴重品袋に保管する。
- ③ 下足箱も施錠して使用するようにする。
- ④ 遺失物は速やかにHR担任および生徒指導課に連絡する。

(3) 環境整備について

- ① 校舎・校具などの公共物を大切に、整理整頓に留意する。もし、誤って破損・汚損したときは速やかに処理し、HR担任または顧問に届け出て指示を受ける。
- ② 校舎内では指定された上履きを使用し、下履きとの区別を確実にを行う。
- ③ 掃除当番は、放課後、分担区域の清掃をし、担当の先生に報告する。
※教室の床は油拭きであるから、通常は水をまかないで、ほうきを使う。
- ④ ゴミ箱のゴミは指定された日に始末する。燃えないゴミ、燃えるゴミなどを指示に従って分別し、所定の場所に捨てる。
- ⑤ 部活動においても、活動場所、部室内および周辺の清掃美化に留意する。

(4) 安全防災について

- ① 防火器具、避難器具、火災報知機などには、みだりに手を触れない。
- ② 冬季のストーブの取り扱いについては、係より出される注意事項をよく守る。

- ⑤ 売店について原則として弁当・湯茶を持参するべきであるが、やむを得ない事情を有する人は購買を利用することができる。特にマナーに気をつけ、ゴミ等の始末は確実にする。

(6) 集合・掲示・金銭の徴収について

- ① クラス、部活動、その他グループまたは個人が集会や掲示、文書の配布を行う場合は、HR担任または顧問に相談し、生徒指導課にある所定の手続きを行い、許可を受けること。
- ② クラス、部活動、その他グループまたは個人が金銭の徴収を行う場合は、HR担任、または顧問に相談し、生徒指導課にある所定の用紙にて手続きを行い、許可を受けること。

(7) 下校について

- ① 下校の際は、教室の窓を閉め、施錠の必要な箇所は、それを確認して帰る。
- ② 定められた下校時刻後も校舎内に残留する者は、生徒課に願い出て許可を受ける。
※機械警備のため、16時30分が下校時刻となっているので、部活動以外の生徒は下校する。

- ⑧ 諸届・願等について日常に行う届、願い出については、所定の手続きを遅滞なく行う。

(9) 禁止事項

① 暴言・暴力行為

② 携帯電話・スマートフォン等で学習を妨害したり、環境を乱したりする行為

③ 始業時から放課後までの外出

※やむなく外出しなければならないときは、HR担任に届け出て許可を受けること。

④ 喫煙およびその用具(タバコ・ライターなど)の所持(同席も同様に扱う)

※必要に応じて所持品検査を行う。

⑤ 制服の改変

⑥ パーマ、染髪、ラインなどの剃り込みをはじめ、特異な髪型、化粧・装飾品(ピアス・ネックレス・指輪など)の装着

⑦ 生徒間での金品のやりとり

⑧ 特別教室等への無断入室

⑨ セクシャル・ハラスメントに及ぶような行為

⑩ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の利用について、社会的ルールやマナーを逸脱する行為

4 通学について

(1) 自転車通学の生徒は、所定のステッカーを自転車に貼付しておく。

(2) 雨降りの傘差し運転は、道路交通法により禁止されているので、防水着を着用する。

(3) 二列並進、二人乗りをしない。

(4) 事故や違反を起こした場合は、必ず学校へ連絡する。

(5) 自転車は、必ず所定の場所に整頓し、施錠しておく。

(6) バイクや自動車による通学は禁止する。

(7) 電車、バスなどの乗降は秩序正しく行い、車内のエチケットを守る。

(8) 電車、バスなどの通学についての証明書は事務室に申し出る。

(9) 携帯電話・スマートフォンを操作しながら通学すること(ながらスマホ)を禁止する。